

別紙

諮問第1748号

答 申

1 審査会の結論

本件不開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年度東京都公立学校教員採用候補者選考における一次試験二次試験における採点規準と配点等（特に二次の面接における規準 不合格になった理由がわかるもの）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年10月30日付けで行った本件不開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に係る不開示決定は、適切に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和6年2月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年3月29日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月29日（第251回第一部会）及び同年11月26日（第252回第一部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書及び反論書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都公立学校教員の採用候補者選考について

東京都公立学校教員の採用については、毎年度、東京都公立学校教員採用候補者選考実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、要綱に基づき選考を実施している。実施機関は、受験者の教科等に応じた第一次選考（筆記（教養・論文））及び第二次選考（個人面接・教科によっては実技）を実施し、各選考の成績及び提出書類等を総合して、選考の可否を判定する。

なお、要綱には、各選考方法の詳細に関して、要綱に記載していること以外の問合せには応じられない旨記載がある。

イ 本件不開示決定について

本件開示請求は、特定年度の東京都公立学校教員採用候補者選考の採点規準及び配点等に係る公文書の開示を求めるものである。

これに対し、実施機関は対象公文書として「令和○年度東京都公立学校教員採用候補者選考（○年度採用）一次選考判定基準」及び「令和○年度東京都公立学校教員採用候補者選考（○年度採用）二次選考判定基準」（以下併せて「本件対象公文書」という。）を特定した上で、いずれも公にされることにより、選考に係る事務に関し、評価、判断、その他の事務の過程、若しくは基準が明らかになるおそれ又は公平な判断に支障が生じ、公平かつ円滑な事務に支障を来すため、条例7条6号に該当するとして本件不開示決定を行った。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

実施機関は、前記イに加え、本件対象公文書は公にすることで、受験者が一時的な対応力を身に付けることが可能となり、真に教員としてふさわしい能力を持っている人物であるかの評定を適切に行えなくなるおそれがあり、選考に係る事務の公平かつ円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象公文書は第一次選考及び第二次選考の可否の判定基準を記載した文書であり、選考に当たっての各科目の取扱いや具体的な基準点等が記載されていることが確認された。各選考方法の詳細に関しては、前記アで述べたとおり、要綱に記載していること以外の問合せには応じないこととしており、実施機関は選考に関して個別の情報提供を想定しておらず、選考の公

平性を重視していることが窺える。

このことから、本件対象公文書はこれを公にすることで、選考において求められる公平性が損なわれ、選考事務の円滑な運営に支障を及ぼすおそれがあるものと認められ、条例7条6号に該当し、不開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環